



岐阜県政記者クラブ加盟社各位



令和8年5月26日(火) 岐阜県発表資料			
担当課	担当係	担当者	電話番号
河川課	管理調整監	高木	内線 4631 直通 058-272-8585 FAX 058-278-3568

6月1日に一級河川木曾川水系^{さかいがわ}境川等を
県内で初めて特定都市河川に指定します
～法的枠組みを活用した「流域治水」の本格的実践～

県では、激甚化・頻発化する水災害から県民の生命・財産を守るため、「流域治水」の取組を推進しています。

境川流域では、平成26年8月、令和4年8月に浸水被害が発生しており、このたび、「流域治水」を加速するため、特定都市河川浸水被害対策法（以下、「法」という。）に基づく、法的枠組みの適用を令和8年6月1日に開始しますのでお知らせします。

また、法的枠組みの適用に伴い、流域において法第30条に基づく雨水浸透阻害行為の許可制度が開始しますのでお知らせします。

記

流域治水の法的枠組み概要

○流域治水とは

- ・気候変動の影響による水災害の激甚化・頻発化を踏まえ、河川管理者が実施するハード対策をより一層加速するとともに、企業や住民など流域のあらゆる関係者が雨水貯留機能の拡大や住まい方の工夫を行うなど協働して水災害対策を行う考え方です。

○法的枠組みとは

- ・法に基づき、個別河川及び流域をそれぞれ特定都市河川及び特定都市河川流域に指定することを「法的枠組み」といいます。法的枠組みの適用で流域治水を強力に推進することができます。

○法的枠組みの適用による具体的な効果

- ・国の補助金が重点化されることによりハード対策（河川整備）が加速化します。
- ・流域内で一定規模以上の雨水浸透阻害行為^{*}を行う場合に雨水貯留浸透施設を設置する流出抑制対策が義務付けられます。
- ・これらにより、水災害に強い地域づくりを一層進めることができます。

※雨水浸透阻害行為

- ・雨水浸透阻害行為とは、1,000 m²以上の田畑などの雨水が浸透しやすい土地を宅地や駐車場などの雨水が浸透しにくい土地に改変する行為を指します。

(添付資料)

- 別紙 1 一級河川木曾川水系境川他 3 河川の概要
- 別紙 2 境川流域特定都市河川指定に関するパンフレット
- 別紙 3 境川流域特定都市河川雨水浸透阻害行為に関するパンフレット